

マイナンバー制度の開始について

内閣官房 社会保障改革担当室審議官

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室長代理(副政府CIO)

内閣府 大臣官房番号制度担当室長

内閣官房 すべての女性が輝く社会づくり推進室次長

向井 治紀



目次

1. マイナンバー制度
 2. マイナンバー法改正
 3. マイナンバー制度の利活用
-

1. マイナンバー制度

マイナンバー関連4法についての国会審議経過

2012年2月14日 番号関連3法案を閣議決定、第180回通常国会に提出。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
・地方公共団体情報システム機構法案

2012年11月16日 衆議院が解散し、番号関連3法案が廃案。

自民・公明・民主の3党による修正協議。

2013年3月1日 修正協議を踏まえ、番号関連4法案を閣議決定、第183回通常国会に再提出。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（番号法案）
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（番号整備法案）
・地方公共団体情報システム機構法案
・内閣法等の一部を改正する法律案（政府CIO法案）

2013年3月22日 衆議院本会議において番号関連4法案につき趣旨説明・質疑（総理入り）。
衆議院内閣委員会に番号関連4法案が付託。

2013年4月26日 衆議院内閣委員会において質疑（総理入り）、修正のうえ可決。

2013年5月9日 衆議院本会議において番号関連4法案につき一部修正のうえ可決。

2013年5月10日 参議院本会議において番号法案及び番号整備法案につき趣旨説明・質疑（総理入り）。
参議院内閣委員会に番号法案、番号整備法案が付託。
※参議院内閣委員会に政府CIO法案が、参議院総務委員会に地方公共団体情報システム機構法案が付託。

2013年5月23日 参議院内閣委員会において質疑（総理入り）、可決。

2013年5月24日 参議院本会議において番号関連4法案が可決、成立。

2013年5月31日 番号関連4法が公布。
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）
・地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）
・内閣法等の一部を改正する法律（平成25年法律第22号）

マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は情報提供等記録開示システムで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

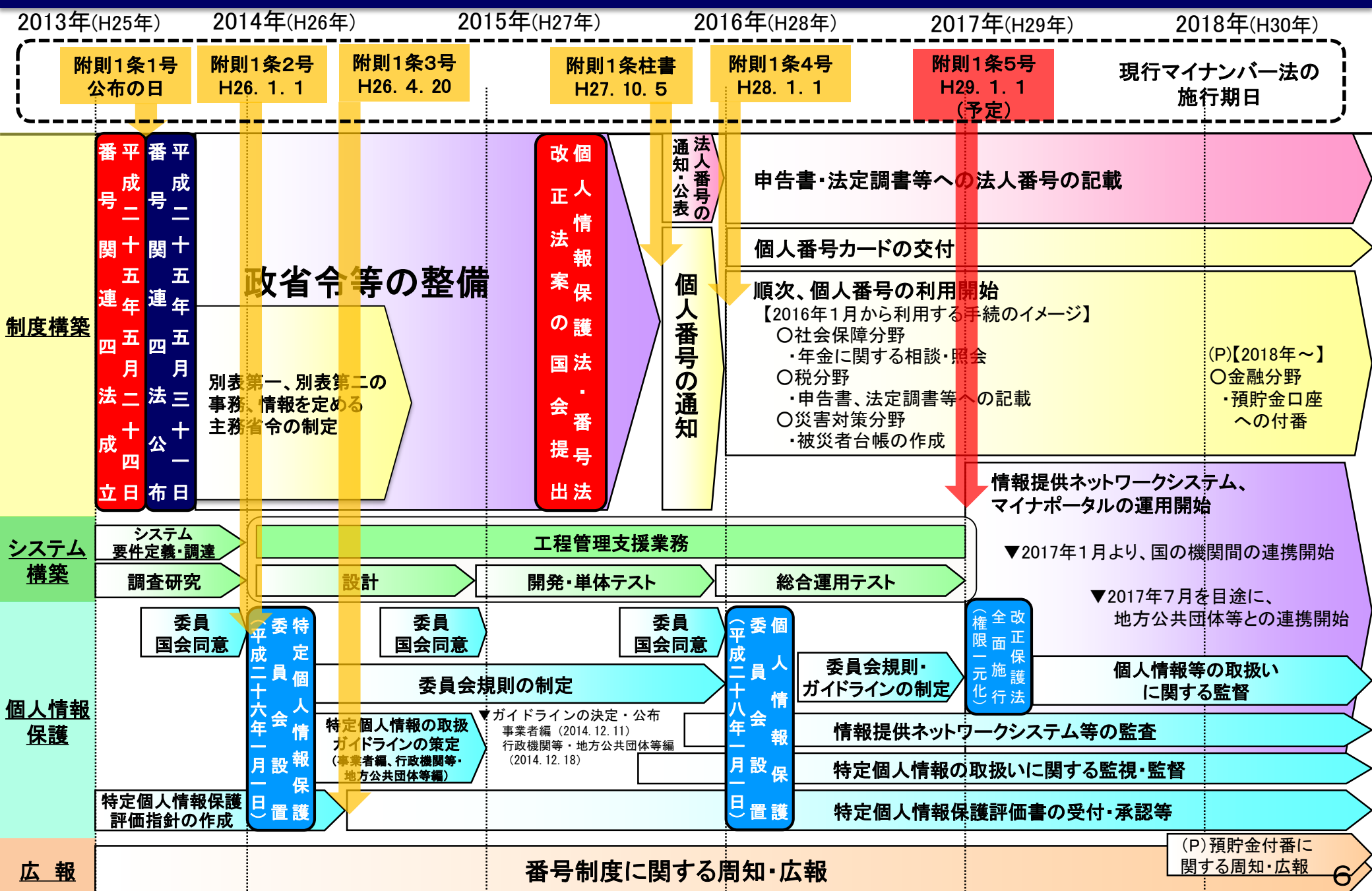
- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて**条例**で定める事務に利用(第9条第2項)。

マイナンバー制度導入のロードマップ(案)



マイナンバーの利用例

※現時点で想定されているものであり、今後の検討過程において変更があり得るものである。

誕生

通知カード(イメージ)

個人番号 〇〇……〇〇
 生年月日 〇年〇月△日
 性別 男 番号太郎
 氏名 番号太郎
 住所 △県〇市〇町1-1-1

【通知カード】

・市町村長は、住民票に住民票コードを記載したときは、速やかに、個人番号を指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

個人番号を通知

1234 …

個人番号カード交付申請

個人番号カードの交付

【個人番号カード】

・希望する者に対し、市町村長が交付。
 ・氏名、住所、性別、生年月日、個人番号のほか、顔写真を表示。
 ・カード1枚で本人確認と個人番号の確認が可能。



高等学校等就学支援金申請手続きの際に番号を提示

住民票や保護者等の課税証明書の添付を省略可能。

高校生

年金事務所

住民票、課税証明書の添付を省略可能。

厚生年金の裁定請求の際に番号を提示

国民健康保険加入手続きの際に番号を提示

退職前に加入していた健康保険の被保険者資格喪失証明書の添付を省略可能。

退職

従業員やその扶養家族の番号を源泉徴収票に記載し、市役所や税務署に提出

児童手当の認定請求の際に番号を提示

年金手帳や健康保険証の添付を省略可能。

子育て

扶養家族の番号を会社に提示

国民年金の第3号被保険者の認定、健康保険の被扶養者認定の手続きの際に、課税証明書の添付を省略可能。

結婚

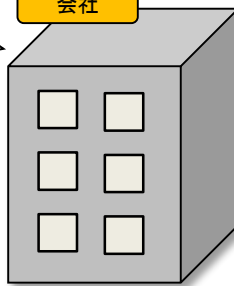
学校



奨学金の申請の際に番号を提示

大学生等

会社



アルバイト先や会社に番号を提示

就職

源泉徴収票

1234 …

個人番号カードの様式、申請・交付

様式

表面



- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者
に限定される

ICチップ内のAP構成

電子
証明書

を格納
する。

公的個人
認証AP

電子
証明書

ICチップ
空き領域

券面事項確認
AP

券面事項入力
補助AP

住基AP

プラットフォーム

市町村等が用意した独自 **アプリ** を
搭載するために利用する。

申請・交付スケジュール

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月中

マイナンバーの通知とともに、
「個人番号カード交付申請書」を
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は
捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォンで写真を撮り、オンラインで申請い
ただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備が
できた旨の通知書を送付。
市区町村窓口へ来庁いただき、
本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料について**無料**。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請
をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

個人番号カードの3つの利用箇所について

個人番号カードの表面（案）

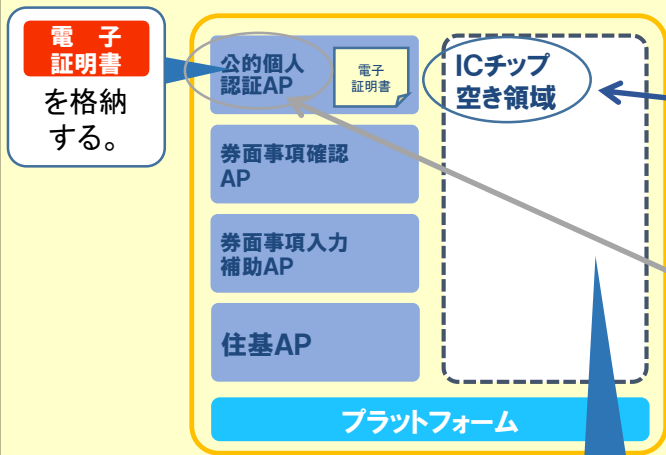


個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのICチップ内の構成

ICチップ内のAP構成



市町村等が用意した独自 **アプリ** を搭載するために利用する。

(1)個人番号

社会保障、税又は災害対策分野における法定事務（番号法別表第一に定める事務）において利用。
また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

(2)ICチップの空き領域

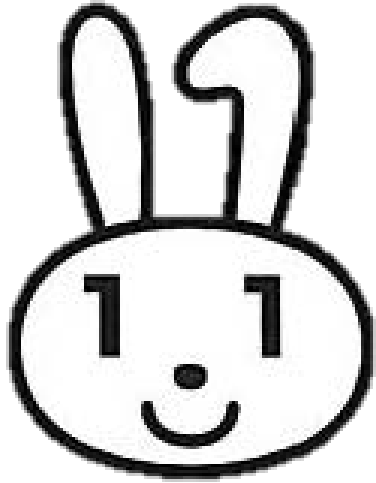
市町村・都道府県等は条例で定めるところにより、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。

- ・印鑑登録証
- ・コンビニ交付
- ・図書館利用
- ・証明書自動交付機
- ・地域の買い物ポイント
- ・公共施設予約
- ・社員証
- 等

(3)電子証明書

（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）
行政機関等（e-TAX、マイポータル（予定））の他、総務大臣が認める民間事業者も活用可能。
イメージ：金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング、コンビニ交付 等

安全・安心に利用できるの？
本当に便利になるの？



個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報が入っていません。

万一、紛失・盗難にあった場合には、24時間365日コールセンターで対応します。

顔写真やパスワードが設定されていますので、もともと不正利用されるリスクは限定的です。

マイナンバーを記載した書類を提出する際、

義務付けられている本人確認が

個人番号カードなら1枚で完了

マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が外部に**漏えい**するのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた**成りすまし**）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- ② 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ③ 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



個人情報管理の方法について

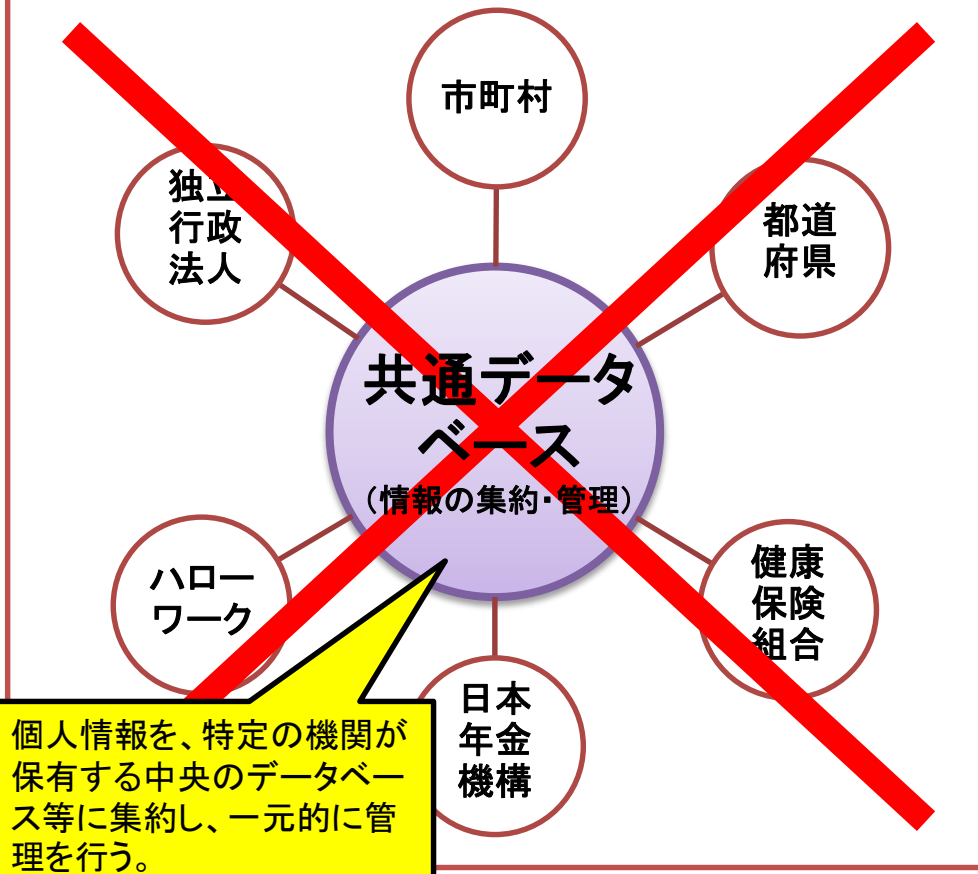


番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるもの**ではない**。

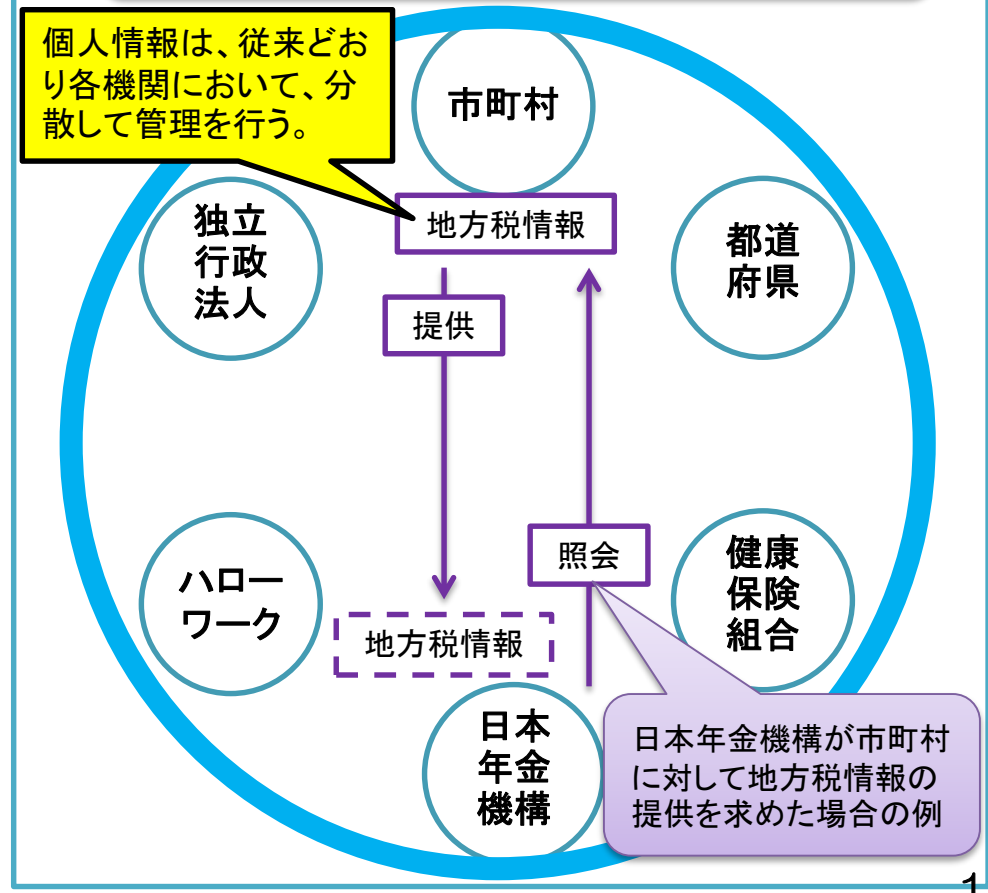


番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。

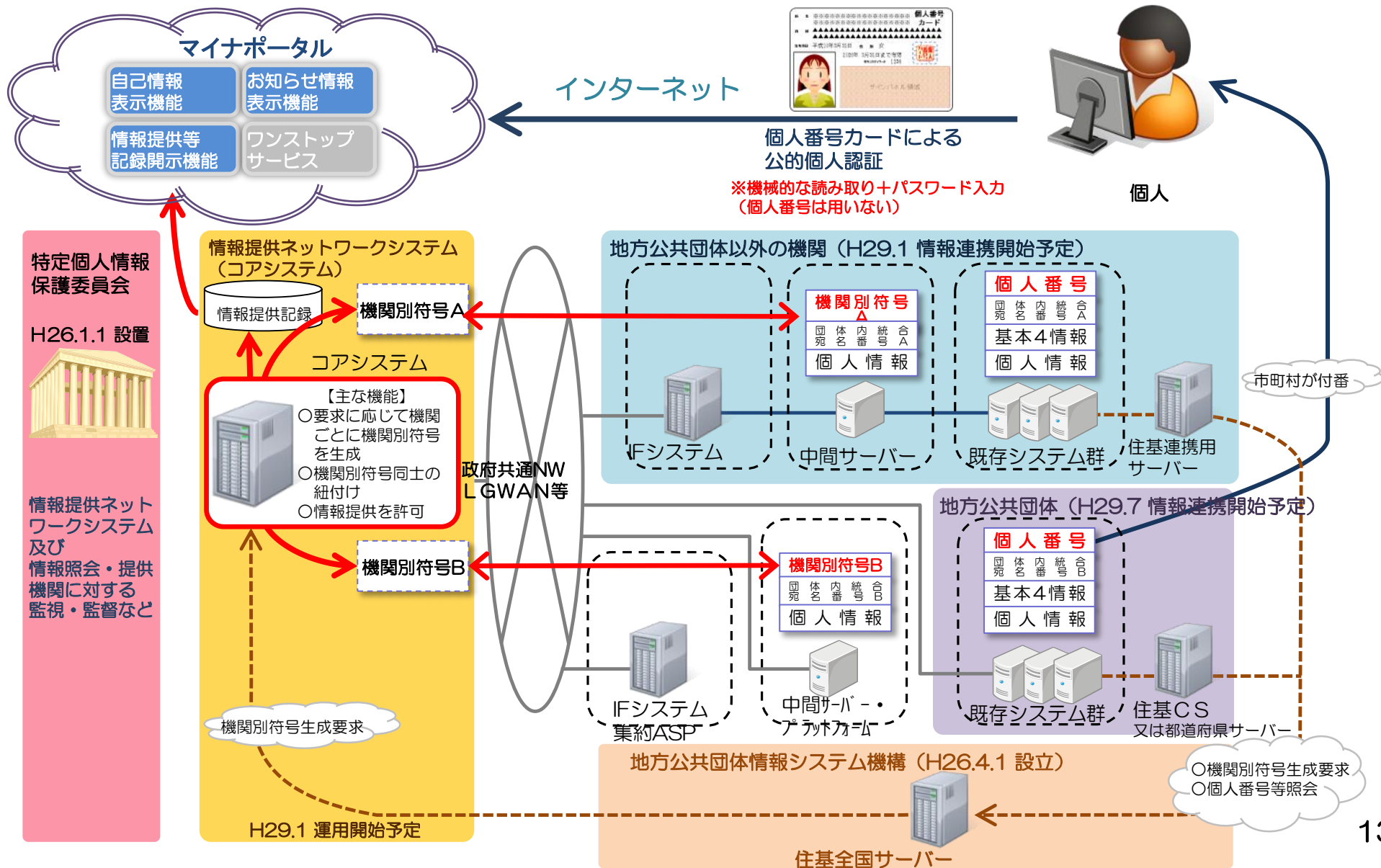
一元管理



分散管理

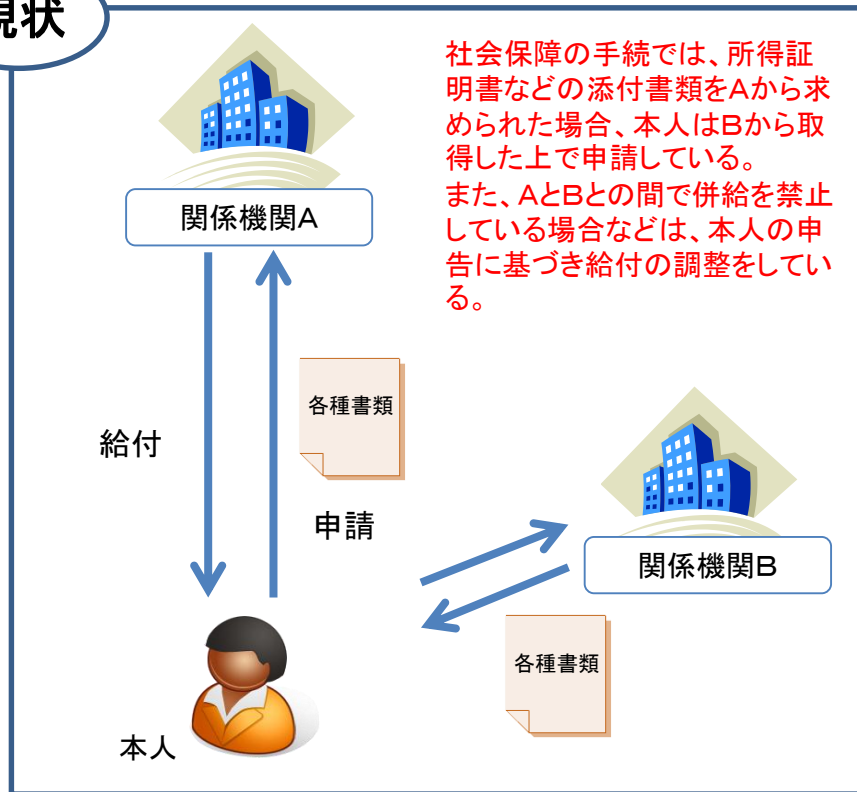


情報連携により国民の負担軽減が実現します。 ただし、マイナンバーを使った情報連携は行いません！

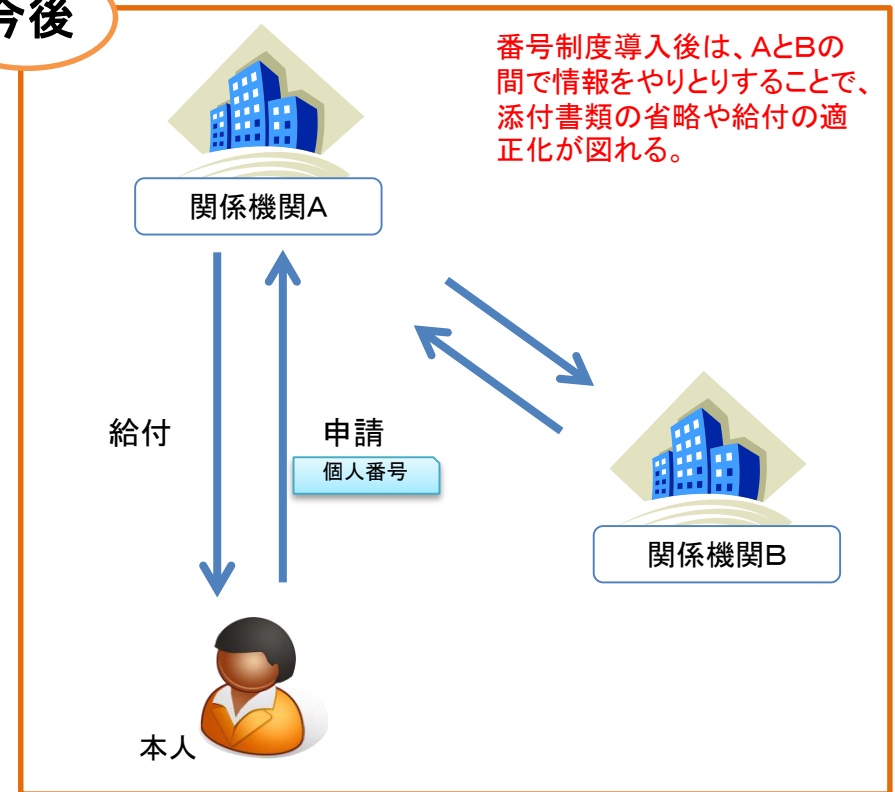


国民の利便性の向上・行政の効率化

現状



今後



① 所得証明書等の添付省略

→国民年金保険料の免除、児童扶養手当の支給、高額療養費の決定 等

② 住民票の添付省略

→未支給年金の請求、児童扶養手当の支給申請、雇用保険における未支給の失業等給付の申請 等

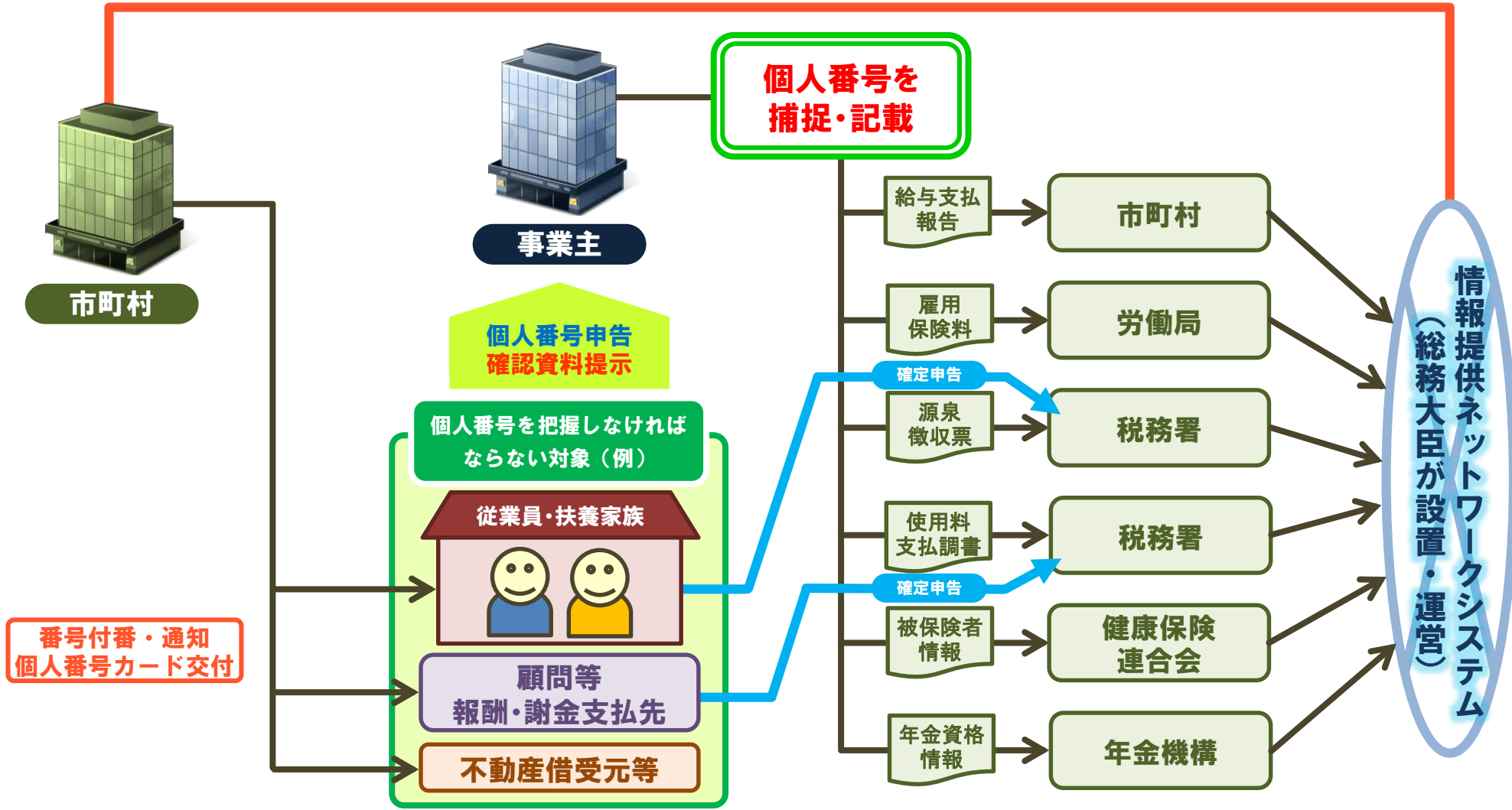
③ 異なる制度間における給付調整の確実性の向上

→傷病手当金の支給申請者に関する障害厚生年金等の給付状況の確認 等

罰則の強化

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、 <u>情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	—	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	特定個人情報保護委員会の委員長、委員、事務局職員が、 <u>職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	—	—	1年以下の懲役 or 30万以下の罰金
	国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、 <u>職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集</u>	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	—
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供</u>	4年以下の懲役or200万以下の罰金 (併科されることあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	—	—
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、 <u>業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用</u>	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併科されることあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等により個人番号を取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	—	—	—
	委員会から命令を受けた者が、 <u>委員会の命令に違反</u>	2年以下の懲役or50万以下の罰金	—	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	委員会による検査等に際し、 <u>虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等</u>	1年以下の懲役or50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金

マイナンバー制度における事業主の責務(本人確認及び個人番号の捕捉・記載)



- ✓ 従業員、扶養家族、退職者、報酬受給者の個人番号捕捉・管理・報告
- ✓ 個人番号の正確性・真正性を雇用主が確認・・・確認資料として一番确实: **個人番号カード**
- ✓ 把握の時期は事務ごとに決定される ⇒ **源泉徴収票は原則H29.1~**

地方公共団体で個人番号を求められる主な手続き

※下記の手続以外にも個人番号が必要になる場合があります。

暮らし		介護・福祉	
住民票 戸籍	転入・転居・転出などの異動 戸籍届出の氏名などの変更 ※記載事項の変更が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。	介護保険	介護認定・更新・区分変更の申請、被保険者証等の再交付の申請、負担割合証の再交付の申請 負担限度額認定の申請、負担限度額認定証の再交付の申請、高額介護サービス費の支給申請、特定福祉用具購入費の支給申請、住宅改修費の支給申請
市営住宅	市営住宅への入居申請 市営住宅入居者による収入申告	福祉	身体障害者手帳の申請 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請 障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請 精神障害者保健福祉手帳に関する申請 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請 障害児通所支援（就学前・就学後児童）の給付申請 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求 生活保護の申請
税金		保険・医療	
市民税	市・県民税申告書の提出 給与支払報告書の提出 公的年金等支払報告書の提出 市・県民税減免申請書の提出 ※注：平成28年度分以降の所得に係る申告書から適用	国民健康 保険	加入・脱退 修学や施設入所のための市外転出 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 第三者行為による被害の届出 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付を申請 一部負担金の免除等申請 基準収入額適用申請
固定資産 税	軽自動車税減免申請書の提出 相続人代表者指定届の提出 償却資産申告書の提出 固定資産税減免申請書の提出	後期高齢 者医療	加入（75歳到達の人を除く）・撤回 被保険者証の再交付申請 特定疾病療養受領証、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付・再交付申請 高額療養費や補装具等の療養費の支給申請
子育て			
給付や 届出	児童手当の新規認定請求 児童扶養手当の新規認定請求 特別児童扶養手当の申請		
	幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育への入所申し込み		
	未熟児養育医療の給付申請		
	小・中学校就学奨励制度の医療券交付申請		
	母子健康手帳の交付申請（妊娠届出）		

※ 手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期は違います。詳しくは、各地方公共団体の担当部署までお問い合わせください。

法人にも法人番号（13桁）が指定され、 個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

指定

- 国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
- これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出るにより法人番号の指定を受けることができます。

会社や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。



ポイント！

1法人に
1番号のみ

通知

- 平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始。



ポイント！

登記上の所在地に
通知書をお届け

公表

- 法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネットを通じて公表します。



ポイント！

法人番号はどなたでも
自由に利用可能

2. マイナンバー法改正

個人情報保護に関する法律 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（概要）

2015年9月3日に、改正マイナンバー法が成立

- さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う

1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ・ 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能に
- ・ 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする

2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ・ 健康保険組合等が行う被保険者の情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする
- ・ 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする

3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ・ すでにマイナンバー利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする
- ・ 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする
- ・ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う

預貯金付番に係る法整備の概要(財務省作成資料)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるような所要の措置を講ずる(公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行の予定。)

【行政機関等】

〔預金保険機構〕



〔地方自治体・年金事務所等〕



〔税務署〕



マイナンバー付で
預金情報を照会

【社会保障給付関係法律・預金保険関係法令改正】
マイナンバーが付された預金情報の提供を求めることができる旨の照会規定等を整備
(税務当局は現行法で照会可能)

【マイナンバー法改正】

預金保険機構を、マイナンバー法における「個人番号利用事務実施者」として位置付け、マイナンバーの利用を可能とする
(社会保障給付当局と税務当局は現行法で利用可能)

【銀行等】



【国税通則法改正】

照会に効率的に対応することができるよう、預金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理する義務を課す

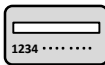
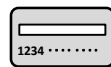
【顧客名簿】

預金者名	個人番号	種類	口座番号	残高
〇〇 〇〇	1234 ……	普通	123…	〇〇円
		定期	456…	〇〇円
×× ××	9876 ……	普通	987…	××円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮



預金者は、銀行等から、マイナンバーの告知を求められる
※ 法律上、告知義務は課されない

〔番号を告知〕



〔番号を告知〕



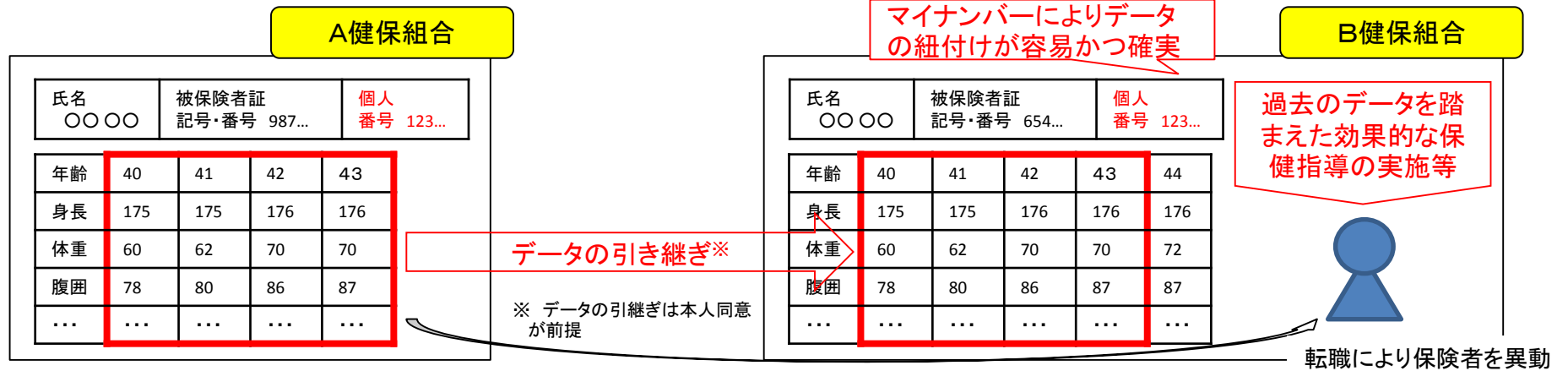
【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

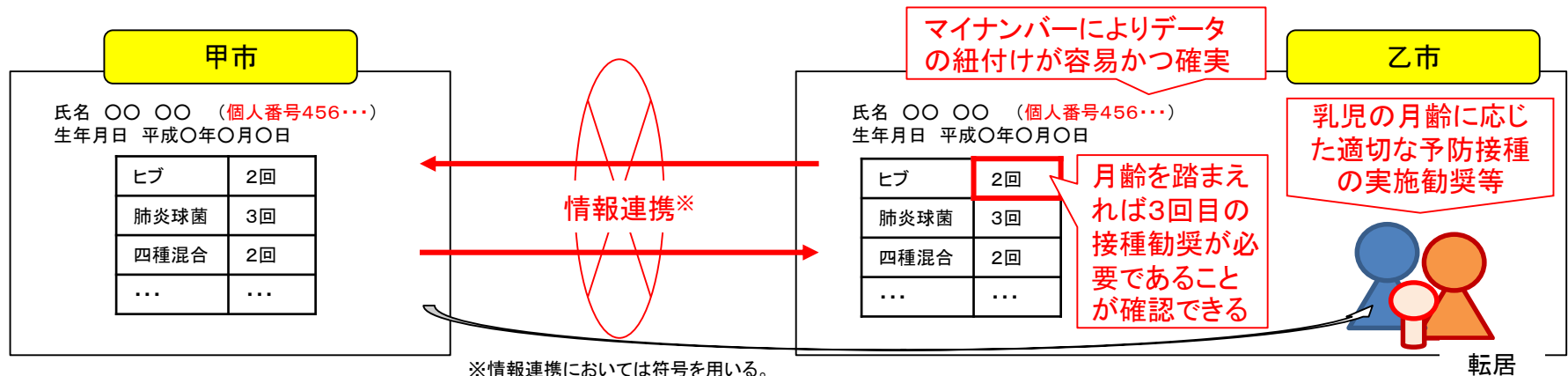
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診・保健指導の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



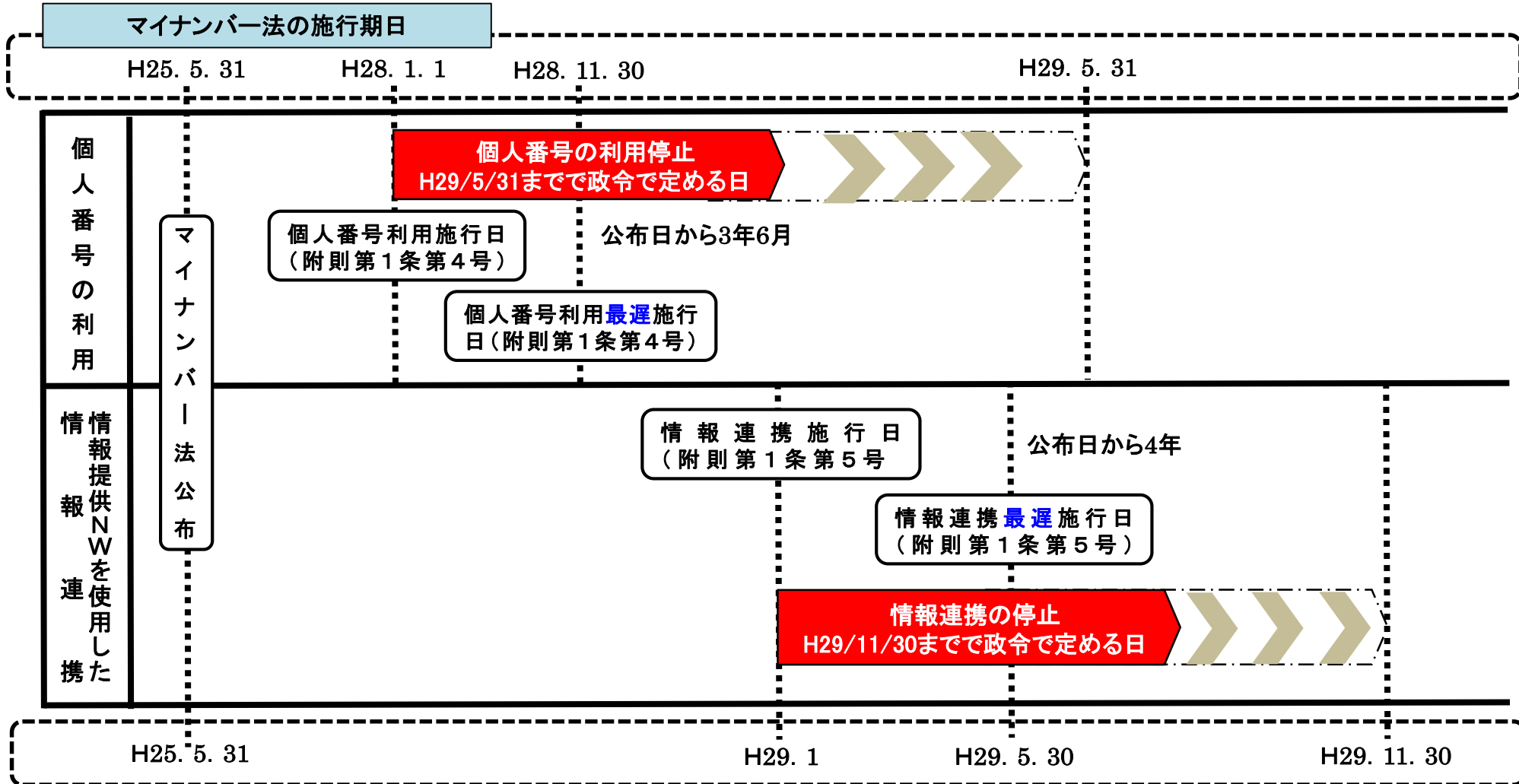
2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



日本年金機構に係る経過措置

日本年金機構については、下図に示すとおり、個人番号の利用及び特定個人情報の照会及び提供(情報連携)を行わないものとする。



※附則第1条第4号：(省略) 公布の日から起算して3年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

※附則第1条第5号：(省略) 公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする

3. マイナンバー制度の利活用

『日本再興戦略』改訂2015(平成27年6月30日閣議決定) (抜粋)

マイナンバー制度の円滑な導入に向けた対策の強化について

地方自治体のマイナンバーのセキュリティ監視・監督機能を十分に発揮させる観点から、
・特定個人情報保護委員会が、専門的・技術的知見を有する体制を立ち上げる等により、監視・監督体制を整備する。
・GSOCとの情報連携を通じ、国・地方全体を俯瞰した監視・検知体制を整備する等により、マイナンバー制度のセキュリティ確保を徹底する。

マイナンバー利活用範囲の拡大

これまで検討を進めてきた戸籍事務、旅券事務に加え、在留届など在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務を中心に検討を進める。

個人番号カードの普及・利活用の促進

キャッシュカード等としての利用、ATM等からのマイナポータルへのアクセス実現に向けて検討を進める。
住民票等のコンビニ交付は、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。さらに、住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービス開始を目指し、検討を進める。

個人番号カードによる公的資格確認

2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする。その他の各種公的資格確認機能も検討を進め、可能なものから順次実現する。

マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供

官民の証明書類の提出や引越・死亡等に係るワンストップサービス、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを順次実現する。

年金・税分野での利便性の高い電子行政サービスの提供・年金保険料の徴収強化・行政効率化

「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」を着実に実施する。

国・地方の行政のIT化と業務改革

地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始以降、マイナンバー制度を活用した子育てワンストップサービスの検討を進めるなど、行政サービスのオンライン改革を進める。

医療・介護等分野におけるICT化の徹底

公的個人認証や個人番号カードなどマイナンバー制度のインフラを活用して、医療等分野における番号制度を導入する。
特定健診データをマイナポータルを含むマイナンバー制度のインフラ等を活用し、2018年を目途に個人が電子的に把握・利用できるようにすることを目指す。

個人番号カードの普及について

公的機関が発行し、国民全員が 取得可能な唯一のICカード身分証明書

- ※個人番号制度の基盤となるカード
- ※搭載された電子証明書でマイ・ポータルにログイン
- ※個人番号確認・本人確認を一枚で実現
- ※無駄のない発行手続
 - ・通知カードと一緒に個人番号カードの交付申請書を送付
 - ・原則、市町村への一度の来庁で交付
 - ・発行手数料について可能な限り負担が生じないよう検討

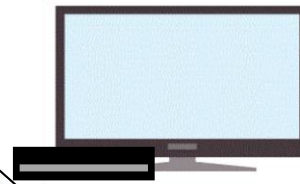
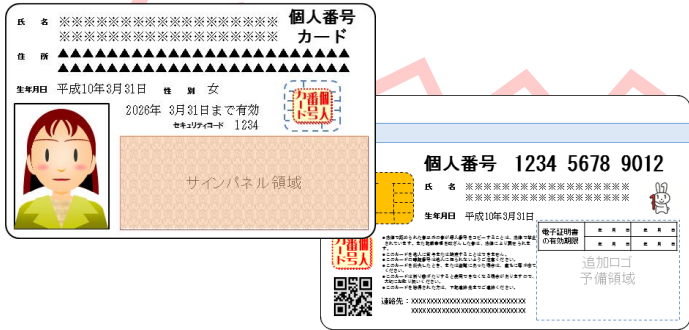
地方公共団体等が カードアプリでサービス提供

- (例)住民票の写しのコンビニ交付、
印鑑登録証、図書館カードとしての
利用など



スマートフォン、CATVで カードを利用

- ※今後普及が進むNFCモデル
スマートフォンをカードリーダ
として利用(予定)
- ※CATVでの利用については
総務省で調査研究を実施中



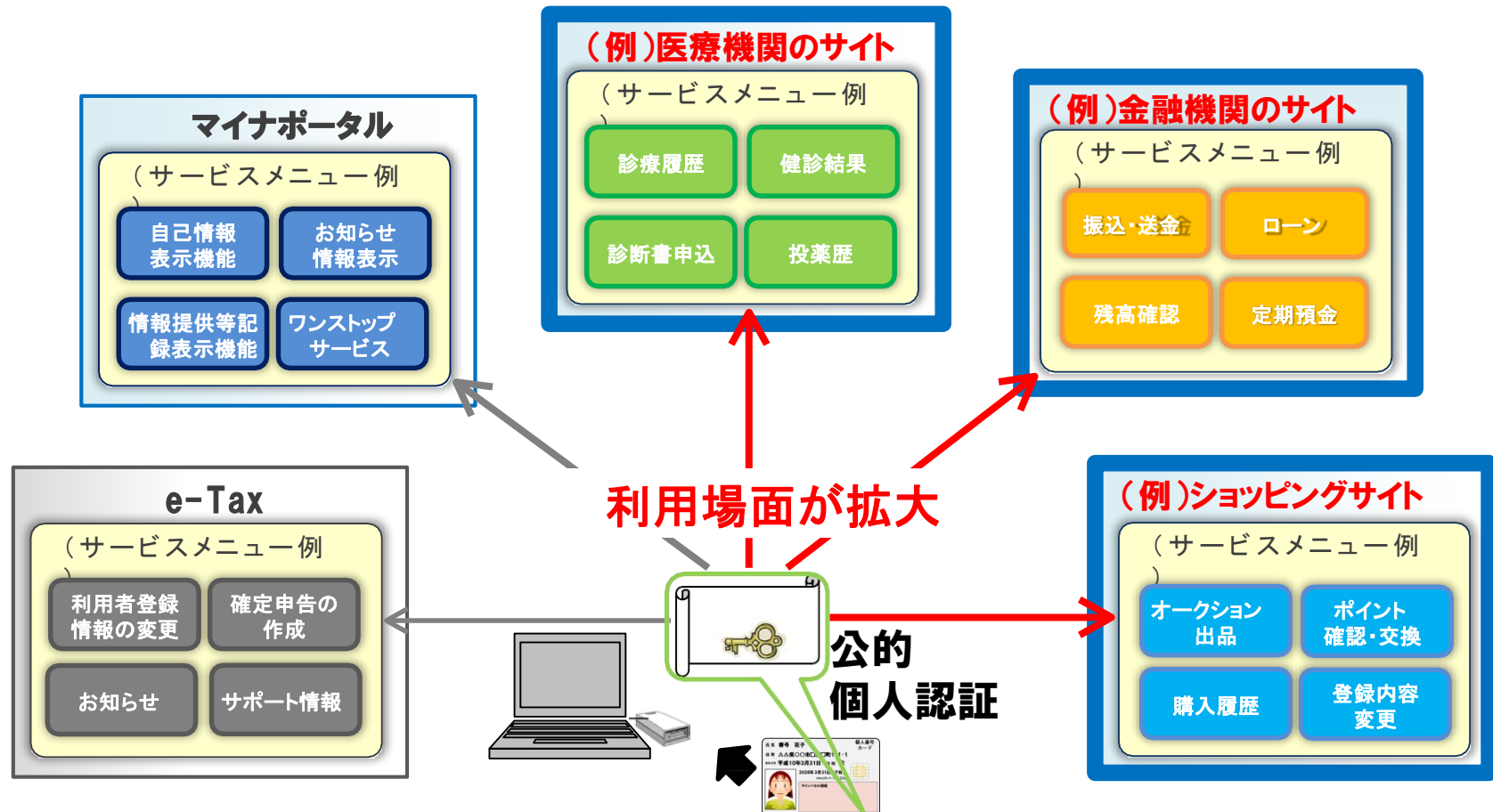
個人番号カードに搭載された電子証明書は、民間のオンライン
手続にも利用可能に

(例)インターネットバンキング、オンラインショッピング

※総務大臣の認定を受けた民間事業者の手続に利用可。

公的個人認証サービスの民間拡大について

- e-Taxなど行政機関等の手続に限られていた公的個人認証サービスを、民間企業の様々なサービスに利用が可能に
- ネットバンクやネットショッピングにおいて、安価で迅速な **顧客登録(アカウント開設)時の本人確認**、I D・パスワードに比べ格段にセキュリティーの高い **ログイン時のユーザー確認**、**顧客情報変更の把握** などが可能



マイナポータル

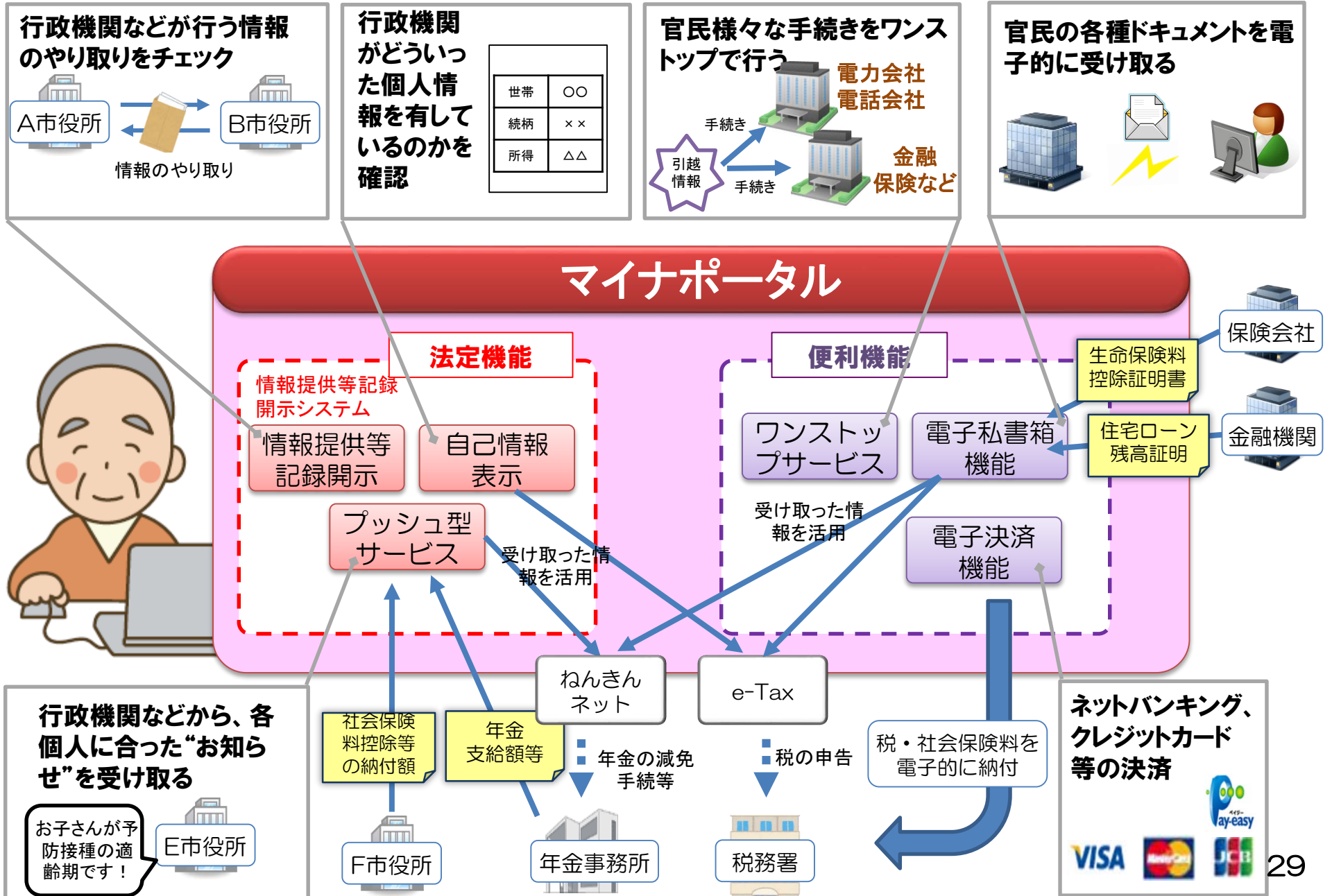
- 法律で、『マイナンバー（個人番号）の付いた自分の**個人情報**をいつ、誰が、なぜ提供したかの**確認**』、『行政機関などが持っている**自分の個人情報の内容の確認**』、『行政機関などから提供される、一人ひとりに合った**行政サービスなどの通知**』を行うことが定められている
- これらの機能は**マイナポータル**として、WEBサービスで実現される

マイナポータルの主要機能

情報提供等記録表示	自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認することが可能（番号法附則第6条第5項）
自己情報表示	行政機関などが持っている自分の特定個人情報が確認できる（番号法附則第6条第6項第1号）
お知らせ情報表示	行政機関などから一人ひとりに合ったきめ細やかなお知らせを通知するコミュニケーションツール（番号法附則第6条第6項第2号）
電子私書箱	行政機関や民間企業等からのお知らせなどを受け取る仕組みで、民間の送達サービスを活用して構築することを予定
ワンストップサービス	引越し等のライフイベントを中心に、同時に複数の手続などが、官民横断的に可能となるサービスで、電子私書箱サービスを活用して構築することを予定
電子決済	ネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードで公金を決済することが可能となるサービスで、民間の決済代行サービス等を活用して構築することを予定

平成29年1月よりサービス開始予定

マイナポータルを活用して行政機能をバージョンアップ



引越し、死亡等ライフイベントにおける手続きの課題

- 引越しや死亡等、官民への**届出先が多い**だけでなく、多くの手続きが**窓口や書面**のため、利用者および届出先機関双方にとって**時間やコストが掛かっている**

利用者



- 書類準備が大変・・・
- 数が多い・・・
- 届出先によって形式もバラバラ・・・
- 窓口の手続きだと時間的制約がある・・・ など

届出先機関

行政機関

転出・転入届、国民健康保険、国民年金、印鑑登録、介護保険、後期高齢者医療、旅券（パスポート）、運転免許証、自動車・バイク、転校、乳児医療、児童手当、老齢年金、犬の登録、粗大ごみの収集、個人住民税など

民間事業者

電気、ガス、水道、電話、郵便、新聞、放送（NHK）、インターネットプロバイダ、銀行、クレジットカード、携帯電話、通信販売、民間保険など

- 対面や郵送は処理毎に体制整備が必要・・・
- 書類が大量に発生する・・・
- 手続き漏れがあった場合、重要な書類が届かない・・・ など

利用者（住民）にとっての課題

- 複数の窓口の訪問、複数の書類を記入する負荷の低減
- 郵送費用、窓口への移動費用の低減 など

国/自治体/民間にとっての課題

- 事務処理費用の低減
- 行政サービスのサービスレベル向上民間
- 窓口の設置・運営の費用の低減
- 料金徴収に関するトラブル件数の低減 など

ワンストップサービス

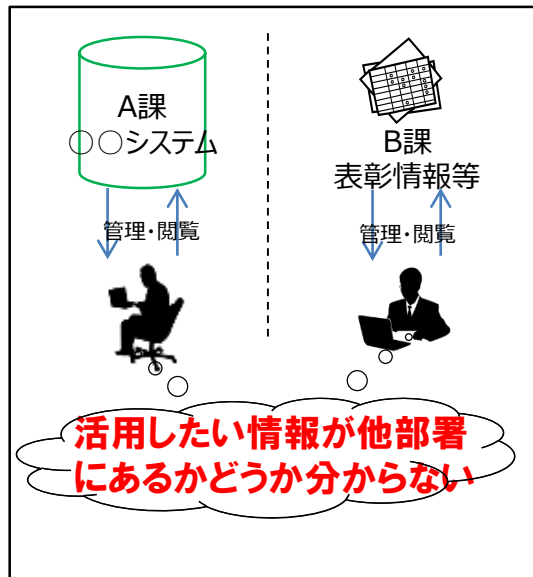
- 行政機関に留まらず官民複数の部署・庁舎・機関にまたがっていた手続きを、一度にまとめて行えるサービス
 - 官民のオンラインサービスとして、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)、においても、**個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引っ越し・死亡等に係るワンストップサービスの実現**を掲げている。
 - その際、ライフライン事業者、金融機関や郵便等、多くの機関の参加をえることで、高い利便性と費用対効果を実現できるよう、現行のサービスも踏まえ、業務の見直し、情報連携の方法やインセンティブの付与等について検討を進めると共にシステム構築や働きかけを行う。
 - 手続きは、情報通信技術の発達により、多数の官公庁や民間企業等に出掛けることなく、インターネットを通じて手続きを行うことが可能になってきている
- 引っ越し、結婚、出産、死亡 と言ったライフイベントにおけるワンストップサービス
- 一部のサービスにおいては、マイナンバーと戸籍との連動が求められる (結婚・出産・死亡、法定相続人 等)

法人情報の活用

- 様々な組織が保有する法人情報を法人番号により紐づけることで、法人情報を職員が統合的に検索できるシステムの構築を検討
- 公開可能な法人情報については、オープンデータとして提供することで、国民及び民間事業者において活用が可能

現状

様々な組織が保有する法人情報は別々のシステム・ファイルで管理されている



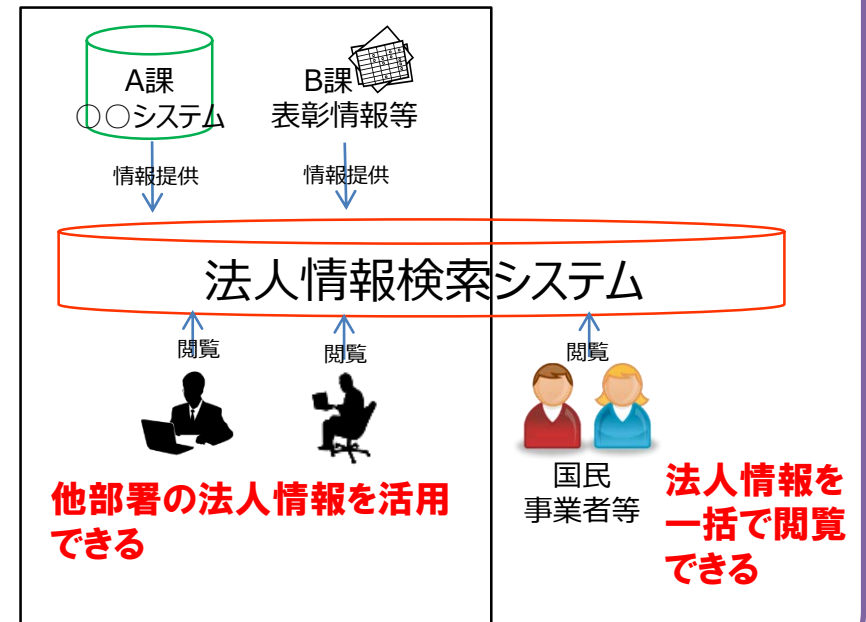
手軽に法人
情報を収集
したい



国民
事業者等

法人情報検索システム構築後

職員及び国民が法人番号等で検索し、法人情報を横断的に閲覧することが可能



法人ポータル

法人ポータル入口

手続が楽になる etc..

手続き (制度)

法人情報一括検索



事業者

申請
許認可や助成金に関する手続を検索して、当該省庁のwebサイトやe-Govに移動する

行政機関 A

- 法人番号 131313
- 法人名 (入力不要)
- 住所 (入力不要)

法人番号に紐付く情報は入力不要

- 法人番号 131313
- 法人名 (株)メティ
- 住所 千代田区～

保存機能により同様の申請では入力を省略 etc..

行政機関 C

申請用の様式ファイルをwebサイトにアップ

行政機関 B

法人情報活用基盤システムで必要な情報を参照

各省庁で保有する情報は申請者に求める必要がない etc..

省省庁省省省省

他省庁の情報も活用し政策立案 etc..

法人情報検索システム

法人基本3情報
(法人番号、商号・屋号、所在地)

補助金

資格

許認可

その他

オープンデータ

公開法人情報DB

API

API

各省庁で保有する法人情報を集約

情報活用

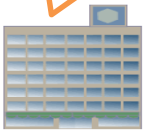
行政機関

いろいろな企業の情報を調べられる etc..



国民

他社の信用情報の取得 etc..



事業者



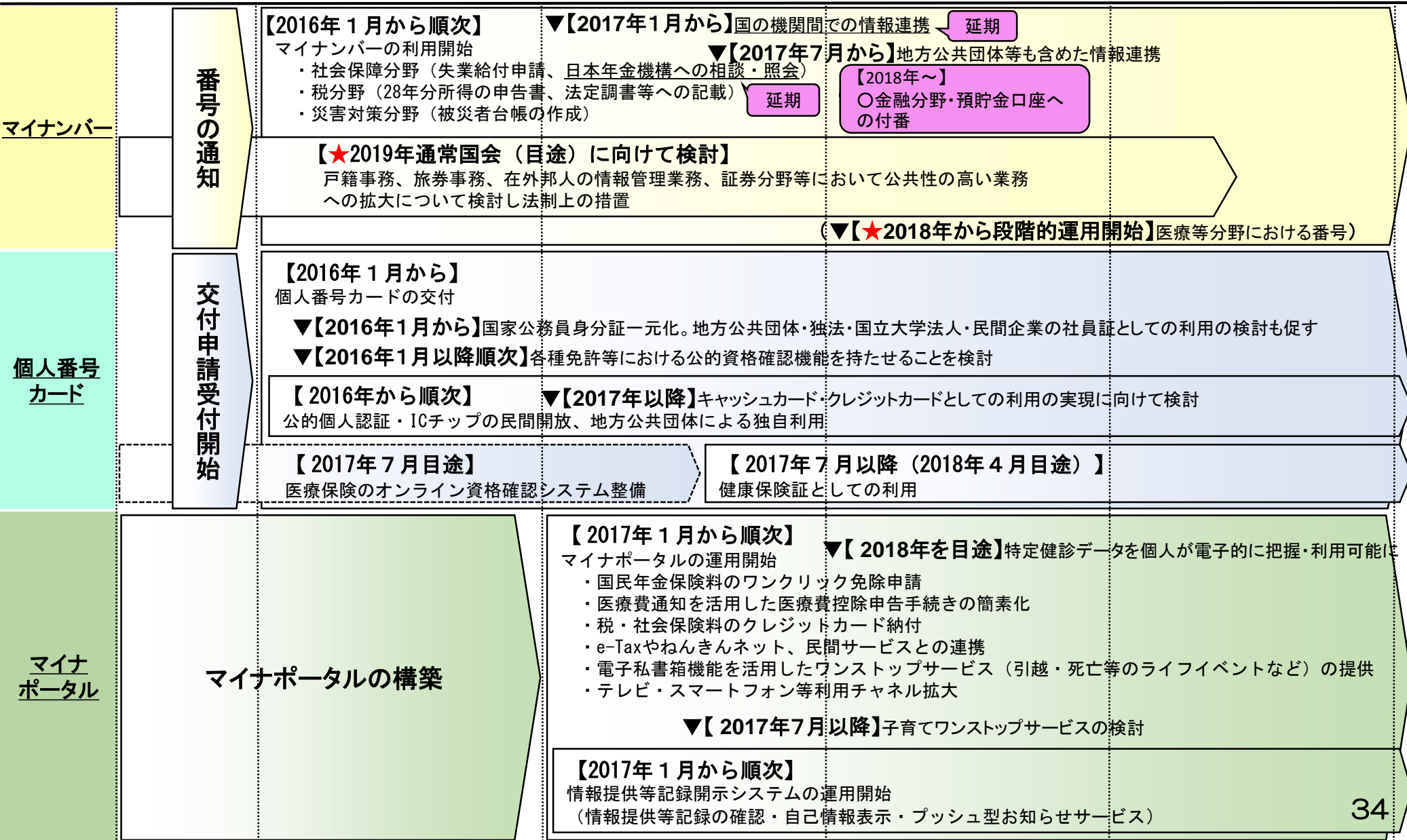
ポータル事業者

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)【※日本再興戦略を元に作成】

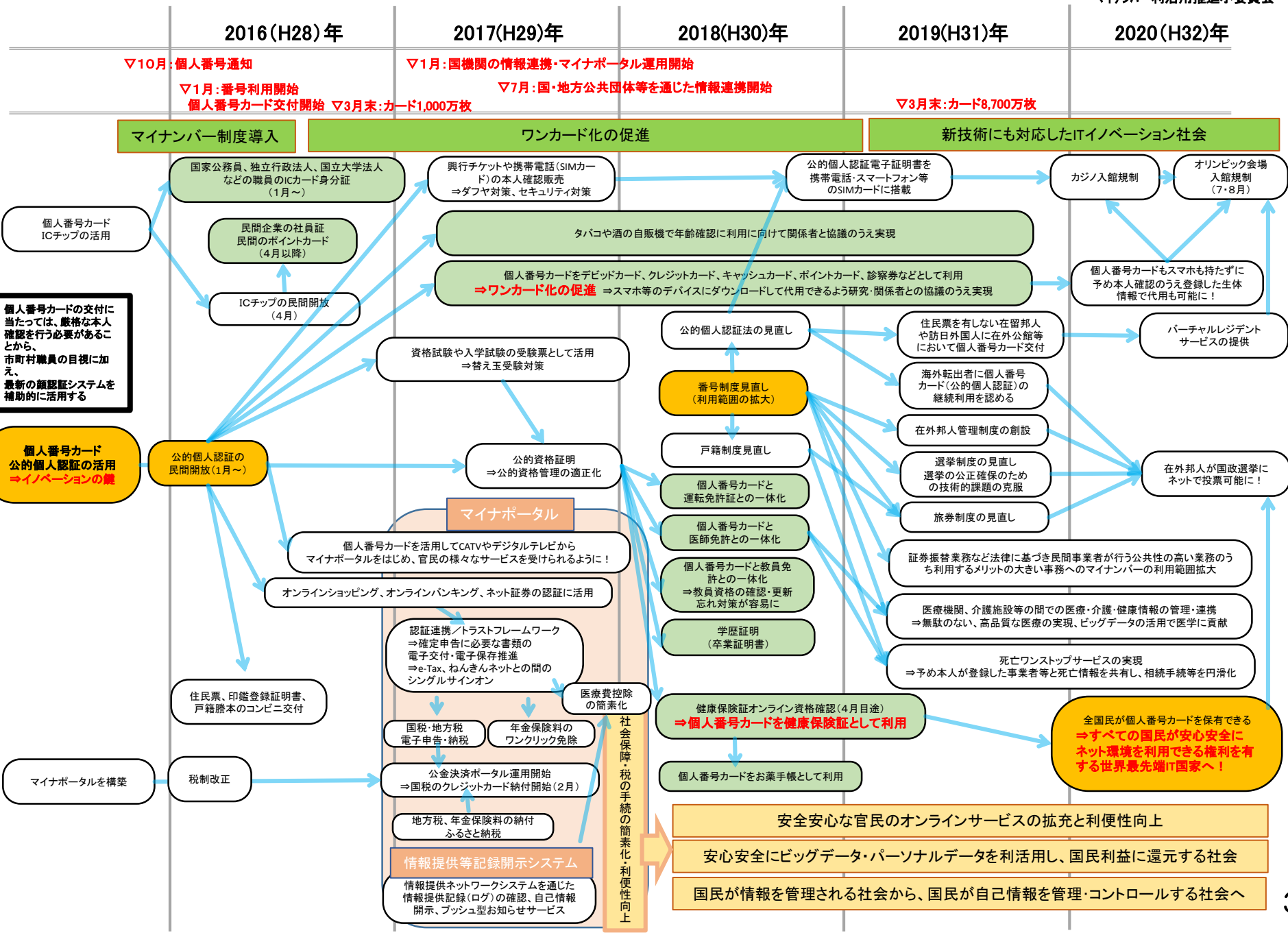
■：平成27年9月の法改正によるもの

★：マイナンバー法の改正が必要なもの

2015年 (H27年) (10月) 2016年 (H28年) 2017年 (H29年) 2018年 (H30年) 2019年 (H31年) 2020年 (H32年)



マイナンバー制度活用推進ロードマップ



新たに「マイナンバー総合フリーダイヤル」を開設しました。



0120-95-0178 (無料)

・ 平日 9:30~22:00 土日祝 9:30~17:30 (年末年始12月29日~1月3日を除く)

- 「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問合せにお答えします。
- 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
- 既存のナビダイヤルの番号は継続して使用可能です。これまでの番号にかけた場合には、無料でフリーダイヤルの番号を案内し、その上で、有料でもかまわないという方は、そのままコールセンターにつながるよう設定しています。

(※ 既存のナビダイヤル)

- ・ マイナンバー制度に関すること 0570-20-0178
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 0570-783-578

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 (有料)

- ・ マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

※ 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度に関すること 0120-0178-26
- ・ 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 0120-0178-27

(英語以外の言語は、平日9:30~20:00まで、土日祝は全言語上記時間での対応となります。)

マイナンバーのホームページ

※英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語の5言語に対応！
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー



●動画でみるマイナンバー制度 (一般向け&事業者向け)



マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

事業者の皆さま
もうすぐ始まる
マイナンバー
準備はお済みですか?

まずは確認! 以下の導入の流れに沿って準備をお進めください。詳しくは、解説動画や事業者向けパンフレット*をご覧ください。

6つの導入チェックリスト

- 1 マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。
- 2 マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
- 3 マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- 4 ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行いましょう。
- 5 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、確実に廃棄しましょう。
- 6 従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行いましょう。

マイナンバーの導入準備は、従業員を雇用しているすべての事業者が必要です。

- ・マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から、社会保険・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・特に1月以降に短期で雇用するパート・アルバイトなどのマイナンバーは、早期に取得する必要があります。